

有料職業紹介契約書

higers 株式会社（以下「甲」という）と _____
（以下「乙」という）とは、以下の業務について下記の通り契約を締結する。

第1条（委託事項）

甲は、乙からの依頼に基づき、乙に対して次のサービスを提供する。

- (1) 乙が行う求人について、適切な求職者の紹介
- (2) 上記の紹介を行うにあたっての、相談、助言、人材の開拓や調査

第2条（人材の紹介）

甲は、乙の求人の条件に適合可能性があり、かつ乙に応募する意思のある求職者のうち、甲が適切と判断した求職者を乙に対して紹介する。

第3条（採用選考）

1. 乙は、甲が前条により紹介した求職者（以下、「応募者」という）を自ら選考の上、適当と認めた場合には、乙の責任において当該応募者の内定を決定する。
2. 乙は前項に基づき内定を決定した場合、甲及び応募者に対して内定を決定した事実を確認する書面（以下、「内定通知書」という）又はこれにかわる文書等を交付する。

第4条（応募書類）

乙は、甲及び応募者が提出した履歴書その他の応募書類は、当該応募者の責任において作成するものであることを確認する。

第5条（個人情報の取扱い）

1. 甲は、乙が応募者を選考するにあたって必要と認められる限度において、応募者の氏名、職務経歴等の個人情報（以下、「個人情報」という）を乙に対して開示・提供する。ただし、甲は、応募者の病歴、併願の状況等の個人情報については、応募者の事前の承諾を得ない限り、乙に対して開示・提供しないものとする。
2. 甲及び乙は、応募者の個人情報を、秘密として厳重に管理し、正当な理由なく他人に漏らしてはならない。
3. 甲及び乙は、自己の従業員に対し、前項の義務を遵守させなければならない。

第6条（応募者の併願）

乙は、甲から紹介された応募者が、他企業の求人に応募する場合のあることを確認する。

第7条（乙の義務）

1. 乙は、本契約の有効期間中及び紹介後1年が経過するまで、甲に対して通知することなく、応募者と直接連絡を取り、又は応募者を採用してはならない。
2. 甲が選考・選抜した人材を、本契約の有効期間中及び紹介後1年が経過するまで、乙が甲の合意なく直接接し採用を決定して入社せしめた場合も、本契約に該当するものとする。
3. 乙は、甲が業務を行うために、その募集している人材のスペック、採用後の業務の内容、給与の予定等の労働条件その他、甲が要求する必要な情報を提供するものとする。

第8条（紹介手数料）

1. 乙は、第1条(1)により甲が紹介した応募者の内定を決定し、応募者(以下、「被採用者」という)が乙に入社した日に一律35%の紹介手数料が発生する成功報酬方式とする。
2. 紹介手数料は、被採用者が乙へ入社した日から1年間に得られる理論年収を基礎とする。
3. 乙が甲に支払う紹介手数料は、乙が被採用者に支払う理論年収額(基本給、諸手当、賞与、固定残業代等を含む)1年分に第1項に定める料率を乗じた金額に消費税を加算した額とする。
4. 第1条(2)のサービスに対する報酬、支払方法等については、甲乙協議の上、都度決定する。

第9条（紹介手数料の報告及び、支払方法）

1. 乙は、前条に基づき算定された紹介手数料の額の基となる理論年収を書面または内定通知書として速やかに甲に報告する。
2. 乙は、前項の支払いが発生した紹介手数料については当月締め、翌月末日までに、甲の指定する銀行口座に振り込むことにより支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。

手数料振込先銀行名：三菱UFJ銀行
渋谷支店 普通 0181193 hiqers 株式会社

第10条（紹介手数料の返還）

1. 被採用者が自己都合または被採用者の責による解雇によって、入社後3ヶ月未満に乙を退職した場合、甲は退社時期に応じて、受領した紹介手数料を下記の表に従い返還するものとする。

退社時期	返還する手数料
入社から1ヶ月未満	80%
入社から2ヶ月未満	50%
入社から3ヶ月未満	20%

2. 1ヶ月とは暦上の日数で30日間とし、入社した日も計算に含むものとする。

3. 被採用者の退職日とは、退職が決定した日ではなく、実際に退職した日とする。

4. 被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職、または本人の死亡等を含むが、これらに限らない）は、上記の報酬返還は適用されない。

5. 被採用者が、採用日以前に派遣などの形態で乙において職務遂行経験があった場合であっても、上記の報酬返還は適用されない。

第11条（守秘義務）

1. 甲及び乙は本契約に関し、契約継続中及び終了後を問わず、相手側から秘密である旨明示のうえ受領し又は開示を受けた情報の一切を、秘密として厳重に管理し、正当な理由なく他人に漏らしてはならない。

2. 個人情報を除き、前項にかかわらず次の各号に該当する情報については守秘義務の範囲外とする。

- (1) 受領時にすでに公知であったもの、又は受領者の責によらず公知になったもの
- (2) 開示を受ける以前に受領者がすでに保有していたもの
- (3) 第三者から機密保持義務を負わされることなく受け取ったもの
- (4) 受領者が独自に開発したもの
- (5) 裁判所や行政機関からの命令により乙が開示を求められた情報

第12条（求人条件等の情報開示・公開）

1. 乙は、事前に開示・公開を希望しない旨を事前に指定した場合を除いて、乙が提示した求人条件及び一般的に公開されている乙の企業情報を、甲が候補者を募集するために甲が運営又は利用するインターネット Web サイト等において開示・公開することを同意するものとする。

2. 甲は、甲と業務提携関係にある人材紹介会社に対し、求人票や会社案内等、甲より入手した情報を開示・公開する場合があるものとし、その際には甲の責任のもと、当該人材紹介会社が甲と同様の義務を遵守するよう、誠意をもって監督するものとする。

第 13 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、自ら又はその代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証する。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- (6) その他前各号に準ずる者

2. 甲及び乙は、次の各号に掲げる行為を行わないことを表明する。

- (1) 暴力的な方法による要求をすること
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求をすること
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いること
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲及び乙の信用を毀損し、又は甲若しくは乙の業務を妨害すること
- (5) 反社会的勢力である第三者をして前各号の行為を行わせること
- (6) 反社会的勢力に対して、名目の如何を問わず資金提供を行うこと
- (7) 第三者が反社会的勢力であることを知りながら、当該第三者との取引を行う
- (8) その他前各号に準ずる行為

3. 甲及び乙は、自らが第 1 項の各号に該当し、若しくは前項の各号に該当する行為を行い、又はその恐れがあることが判明した場合には、直ちに相手方にその旨を通知しなければならないものとする。

4. 甲及び乙は、互いに相手方による反社会的勢力との関係の有無に関する調査に協力し、相手方から求められた事項については、客観的、合理的なものである限り、これに応じなければならないものとする。

5. 甲又は乙は、相手方が、前各項に違反した場合には、何らの催告をなしに直ちに、甲乙間で締結した一切の契約を解除することができる。

6. 甲又は乙は、前項に基づき契約を解除したことにより、相手方に発生した損害について、賠償責任を負わない。

第 14 条（有効期間）

本契約の有効期間は本契約締結の日から 1 年間とする。ただし、期間満了 1 ヶ月前迄に甲乙いずれかから契約終了の通知がない限り、引き続き同期間自動更新し、以後も同様とする。

第 15 条（契約の解除）

1. 甲または乙は、相手方が次の各号の 1 つに該当したときは、催告なしに直ちに、本契約の全部または一部を解除することが出来る。

(1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて相手方に対して、その是正を求めたにもかかわらず、相手方がその違反を是正しないとき

(2) 相手方の信用、名誉または相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき

(3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他倒産手続開始の申立があったとき

(4) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、租税滞納処分、その他これに準ずる手続があったとき

(5) 支払停止もしくは支払不能に陥ったとき、または、手形または小切手が不渡りとなり、手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき

(6) 合併、解散、清算、事業の全部もしくはその他重要な事業の一部を第三者へ譲歩し、またはしようとしたとき

(7) その他前各号に類する事情が存するとき

2. 前項に基づく解除は、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

第 16 条（協議事項）

前各条に定めない事項に関しては、必要に応じて甲乙誠意をもって協議の上別途定める。

第 17 条（合意管轄）

本契約、覚書に関連して生ずる権利義務に関する訴訟に関する第一審の専属的管轄裁判所は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所とする。

以上締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙各自記名捺印の上各 1 通宛これを保有する。

本契約書は2通作成し、甲、乙が各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

(甲)

東京都中央区京橋 1-6-13 +SHIFT 京橋 7F

h i q e r s 株式会社

代表取締役 三嶋 秀成

(乙)